

事務連絡
令和8年1月28日

都道府県
指定都市
各 中核市
市区町村
民生主幹部（局）御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室

介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置に係るQ&A（その2）の送付について

「介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置について」（令和8年1月21日付社援発 0121 第10号厚生労働省社会・援護局長通知）において、介護分野で本邦に在留する1号特定技能外国人の通算在留期間の延長に関する条件等について周知したところですが、以下のとおりQ&Aを作成しましたので、管内の施設・事業所及び介護福祉士養成施設等に対する周知についてお取り計らいをお願いします。

No.	質問	回答
1	1号特定技能外国人支援を登録支援機関に委託している場合、学習計画の「支援責任者」は、登録支援機関の支援責任者で問題無いか。特定技能所属機関において新たに支援責任者をたてるべきか。	登録支援機関に1号特定技能外国人支援を委託している場合は、登録支援機関の支援責任者を記載いただきたい。 また、その場合別紙様式1の支援責任者の施設名については、法人名の記載で問題ない。
2	1号特定技能外国人支援を登録支援機関に委託している場合、確認依頼書の提出は登録支援機関から行えばよいのか。	確認依頼書については、特定技能所属機関（特定技能外国人と雇用契約を結んでいる施設・事業所等）においてとりまとめて厚生労働省に郵送いただきたい。